

## ソフトウェア使用許諾契約書

本使用許諾契約書（以下「本契約書」「本契約」）は、TOA 株式会社（以下「TOA」）製デジタルレコーダー（以下、「本機」）の記録映像の閲覧用途で TOA が提供する TOA 製ソフトウェア及び付属するマニュアル等の印刷物、電子的なドキュメント（以下まとめて「本ソフトウェア」）に関して、お客様（個人または団体）と TOA との間で締結される法的な契約書です。

本ソフトウェアをインストール、複製または使用することによって、お客様は本契約書の条項に同意されたものとします。本契約書の条項に同意されない場合、TOA はお客様に本ソフトウェアのインストール、複製または使用のいずれも許諾することはできません。

1. お客様は、本機に付属する CD-ROM により、又は本機からウェブブラウザを介することにより、お客様のコンピューターに本ソフトウェアをインストールすることができます。
2. 本契約によって TOA は、非独占的かつ譲渡不能な権利として、本機 1 台につきお客様に 10 件のライセンスを許諾するものとします。  
お客様は、許諾されたライセンス 1 件につき、CD-ROM によりインストールするか、又はお客様のコンピューターを本機に接続してウェブブラウザを介してインストールするか、いずれか一方の方法により、本ソフトウェアを使用することができます。  
なお、1 台のコンピューターにつき、CD-ROM のインストールを行い且つウェブブラウザを介してインストールを行った場合は、2 件のライセンスを使用するものとします。
3. 本ソフトウェアに関するすべての権利および著作権は、TOA が所有しており、本ソフトウェアは著作権法および国際条約の規定によって保護されています。また、本ソフトウェアに関するすべての著作権およびその他の知的所有権は、お客様に一切移転されないものとします。
4. お客様は、本ソフトウェアをバックアップの目的で 1 部のみ複製することができます。しかし、それ以外の目的では、お客様は複製することはできません。お客様は、本ソフトウェアを譲渡、貸出、移転、その他の方法で第三者に使用させることはできません。また、お客様自身での本ソフトウェアの使用を目的としたデバッグ用途以外に、本ソフトウェアを改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アSEMBルすることはできません。



5. お客様は、本ソフトウェアを本来の目的以外に使用することはできません。
6. お客様は、本ソフトウェアを日本国外に持ち出して使用する場合、適用される国内外の輸出管理法令等に従うものとします。
7. お客様がアメリカ合衆国政府の組織または機関である場合、本ソフトウェアは、アメリカ合衆国政府による規制 DFARS 227.7202 および FAR 12.212(b) に基づき「商用コンピューターソフトウェア」および「商用コンピューターソフトウェア書類」と見なされ、それぞれの規制に従うものとします。
8. TOA は、本ソフトウェアを使用したことにより発生した、データ損失、逸失利益、保証金その他いかなる損害についても、お客様に対し責任を負いません。また、TOA は、明示もしくは黙示を問わず、本ソフトウェアに関する一切の保証（商用性および特定の目的に対する適合性などの黙示の保証を含む）をしないものとします。
9. お客様が、本ソフトウェアの不法な複製を行われた場合、または本契約に違反された場合、即刻もしくは通知より 30 日以内に、TOA は本契約を解除することができます。その場合、お客様は、本ソフトウェアを一切使用できないものとします。
10. 本契約は日本国の法律に準拠します。本契約に起因する紛争の解決については、神戸地方裁判所が第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

〒650-0046 神戸市中央区港島中町七丁目 2 番 1 号  
TOA 株式会社